

ドイツにおける特殊教育の教育課程について

當 島 茂 登
(肢体不自由教育研究部)

I. はじめに

ドイツは16州からなる連邦共和国である。主な教育行政は各州政府の管轄である。障害のある子どもに関する具体的な教育施策においても、各州の文部省（州によって名称は異なる）が独自に行っている。ドイツでは、基本的には地方分権で教育行政が進行している。ドイツ連邦共和国としての教育施策は、常設されている各州文部大臣会議で検討され、勧告としてその方針が示される。しかし、この勧告や議決には法的な拘束力はない。勧告等に基づく実施については州が、独自に法整備を行い、州毎に教育が展開される。

現在、ドイツでは教育制度に関連した様々な改革に向けた議論が展開されている。それは2001年に行われたPISA (Programme for International Student Assessment : 学習到達度調査) の評価が低かったことも関係しており、学力低下の問題はドイツの教育の重要な課題になっている。今後は学力向上に関連した見直し案が具体的な形で提出されて来ることが予想される。

本稿の主題である教育課程の基準として示される学習指導要領 (Richtlinie または Lehrplan) は、州の文部省の管轄になっている。既述の通り、ドイツでは州により教育の取り組みが異なるので、ドイツ全体を一括して述べることができない。本稿では、主としてバイエルン州 (以下、Bayern州又はB州)、ノルトライン・ヴェストファーレン州 (以下、NRW州)、シュレスヴィヒ・ホルスタイン州 (以下、SH州) について報告する。

II ドイツの教育制度と特殊学校

1. ドイツの教育制度

ドイツの教育制度は、基礎学校 (Grundschule) を終了する10歳の時点で基幹学校 (Hauptschule)、実科学学校 (Realschule)、ギムナジウム (Gymnasium)、総合制学校 (Gesamtschule) の中から一校を選択をする分岐型を基本としている。総合制学校 (Gesamtschule) は学校改革の一環として設けられた学校で、様々なカリキュラムの工夫が行われている。総合制学校では障

害のある子どもが在籍しているところもある。

義務教育は日本と同様に6歳から始まり9年間 (10年間の州もある) である。子どもは6歳になると日本の小学校に当たる基礎学校に入学する。障害のない子どもは、原則として4年間基礎学校で学ぶ。ドイツでは1995年以降、基礎学校の段階において障害のある子どもを通常のクラスに受け入れる共同授業 (Gemeinsamer Unterricht) が少しずつ増えている。NRW州の1997年の資料では、基礎学校段階で特殊教育促進を必要としている児童32,336人の内約11%に当たる3,477人が基礎学校で共同授業を受けており、共同授業による統合教育が少しずつ進展している。しかし、基礎学校段階以後は共同授業が難しいのが現状である。

10歳の時点で、①基幹学校、②実科学学校、③ギムナジウム、④総合制学校 (5~10学年) のいずれかを選択する。基幹学校を選択した生徒は、義務教育終了までこの学校で学ぶ。実科学学校を選択した生徒は、卒業後上級専門学校へ進学することが可能である。ギムナジウムを選択した生徒は、10学年を終了した時点で中等教育終了資格を取得し、最終学年まで進んで卒業試験にパスすると大学入学資格であるアビトゥア (abitur) を取得することができる。また障害のある子どもに中等教育段階で職業に関する様々な機関が用意されている。ヨーロッパの中で独自の取り組みを続けてきたドイツであるが、EU (欧州連合) の一員として教育制度の検討を余儀なくされている点が出てきている。ドイツは今、日本と同様に教育改革の渦中にあるといえよう。

2. ドイツの特殊学校

ドイツの特殊学校は以下に紹介するような10種類の特殊学校が用意されている。1990年代からの世界的な動きの中で、ドイツは独自の方向で学校教育制度の見直しを行ってきている。ドイツの特殊学校がどのような子どもを対象としているか、また各学校の任務がどのように法的に規定されているかをみることによって、現在各州で進められている様々な教育改革を理解することができる。

ドイツの特殊学校に対する原則は、1972年3月の各州文部大臣会議で「特殊学校制度法に対する勧告」が決議された。その第2条に特殊学校が規定されている。この勧告にある10種の特殊学校の対象児と任務について、筆者が要約し以下に示す。

1) - 1 盲学校 (Die Schule fuer Blinde) について

盲学校は、視力が全くないか、視力が非常に弱いため弱視用の補助具と盲人用の器具を使用している児童生徒を受け入れる。盲学校に該当する児童生徒者は、盲人用器具の使用を指定されている重度の視覚障害児、現在の視力が低下して重度の視覚障害または全盲になることが予想される子どもである。

対象の子どもを盲学校と視覚障害学校のどちらで支援した方がよいかの決定は、視覚障害学校の専門的な評価の後、学務監督庁が決定する。

盲学校の任務は、生徒に見える世界を教えることである。残存している感覚と触覚の訓練が決定的に重要になる。言葉だけの知識による危険性を防止しなければならない。子どもは、大人の援助に依存することから自立を学習しなければならない。特に、水泳と体操は、生徒のボディコントロールと姿勢づくりに役立つ。身体運動、歌唱、音楽演奏、朗読、運動活動、団体活動、芝居などは、盲学校の生徒の一般教育に役立ち、また余暇を有意義に過ごすための活動内容も必要である。さらに必要に応じてセンター機関が設置される（実科学校、ギムナジウム、職業学校、職業専修学校）。

1) - 2 盲聾学校 (Taubblinde) について

盲聾学校は、盲で聾、または盲で難聴、視覚障害で聾、視覚障害で難聴、盲で言語障害のある重複障害のある児童生徒を受け入れる。従って、盲学校でも視覚障害学校でも聾学校でも聴覚障害学校でも最適の支援はできない。この子どもたちには、盲聾者用の特別な教材、盲者用補助手段、ならびに聾者用には聾者用の技術的な補助手段が教えられる。

盲聾学校の任務は、生徒を完全な孤立から開放し、彼らの関心を周りの世界に向けさせ、周囲の人と関わりを持たせることにある。二つの重要な感覚がないことは非常に重度の障害であるので、原則として個人授業を主とする。各生徒に独自のカリキュラムを作成する。生徒にはできるだけ、大人の援助なしで済ませることを学習させる。触覚と残りの感覚の訓練は特別な重要性を持ち、話されたことを触覚により知覚し、音声言語でわかりやすく伝えることは努力して習得する価値がある。これが実現できない場合は、できるだけ

自然の身ぶりで、手話と点字で周りに理解させることを盲聾者が身に付けるように指導する。盲聾幼児には、早期支援が特に急務である。保護者に対する助言と支援と常時の訓練が必要である。盲聾学校、盲学校、聾学校は、保護者にとって最初に助言を求める所である。

2) 聾学校 (Die Schule fuer Gehoerlose)

聾学校は、聴力のない者、または残存聴力が自然な音声言語では習得できない児童生徒を受け入れる。聾学校の対象者は、先天性聾の児童、言葉を習得する前に聾になった児童、後天的に聾になり日常の音声言語の能力を持っていない児童、また聴力が残っており早期から補聴器を使用しているにもかかわらず、難聴学校の対象ではないことが認められる児童、さらに言語障害学校と難聴学校の対象でない失語症児童である。対象生徒を聾学校と難聴学校のどちらで支援した方がよいかの決定は、難聴学校の専門的な評価の後、学務監督庁が決定する。

聾学校の任務は、生徒に聞こえる世界を教え、特に音声言語の存在と活用を伝えることにある。聾学校の生徒に話すことを学ばせ、話されたことを読唇により読み取り、場合によっては補聴器の使用により聞き取る力をつけることである。努力目標は、できるだけ自然な声の状態での純粋で力強い音声の調整であり、音の結合に習熟し、なめらかでわかりやすく話すことを身につけることである。生徒は、できるだけ言葉と文字による環境との交流ができるようにならなければならない。聾学校における授業は、普通学校のカリキュラムで職業教育を行う。しかし、言語習得、言語構成、話す技術には、教材の独自の選択と配置が必要である。生まれたときから社会から孤立し、著しい情報不足に苦しむ生徒に対する授業は、生徒の特殊な心理的状况に合わせて展開されるべきである。言葉の聞き取り、話すための自己管理、残った聴力の利用のためのすべての技術的補助手段を使用すべきである。重複障害のある聾児童生徒については、聾児のために聾の特別クラスが特定学校に設置される。

初等段階への聾児の就学前の支援は、聾児幼稚園、家庭教育、コンサルティングセンター等の機関で行われる。コンサルティング、聴力教育相談による支援は、センター、耳鼻咽喉クリニック、聴覚障害学校などで行われる。これらコンサルティングセンターの任務は、専門医師と精神科医師の診断を行い、適切な補聴器を適応しテストを行い、最新のコンサルティングと定期的検査により、必要な措置を確実に行うことである。

家庭教育の対象の聾幼児は、少なくとも月に1度は自宅で専門教師の訪問指導を受ける。専門教師は、言

語発達と会話発達の訓練を行い、同時に保護者、幼児本人の教育的言語的支援の方法を教える。家庭養護教育は特殊幼稚園に入園するまで続けられる。

3) 知的障害学校

(Die Schule fuer Geistigbehinderete)

知的障害学校は、重度の知的障害のため学習困難学校では十分に支援できないが、生活実践には教育可能性のある児童生徒を受け入れる。知的障害児の学校教育には、通常、次の前提条件が適用される。過度の精神的緊張なしにグループ生活への参加を可能にする身体的発達状況にあること。頻繁な医師の緊急治療または絶えず特殊な看護をうける必要のない一般状態であること。十分に移動を続けられることと手作業と普通の清潔さを維持する能力があること。教師と他の児童に接触する能力があること。簡単な口頭またはジェスチャーによる意思を理解すること。他の児童と一緒にいることができること。以上の前提条件のうちの1つまたは多数の要件が、学習困難学校に通えば実現できると思われる対象児は、試験的に入学させる。この試験期間は、通常6ヶ月を超えない。

知的障害学校の学習は、他のすべての特殊学校の学習と原則的に異なる。この学校の学習は、対象児が知的障害児であること、非自立的である点から、様々な支援を必要としているので、他の特殊学校の学習に比べ非常に包括的、個人的、集中的である。読み、書き、計算技能、器用さ、ボディコントロール、感知能力、再現能力、簡単な思考と言葉の完成までに至る教育が含まれ、その展開には特殊教育教師のほか追加職員が必要である。知的障害学校は全日制の学校である。この学校は学年別でなく等級別クラス編成である。

4) 身体障害学校

(Die Schule fuer Koerperbehinderte)

身体障害学校は、身体障害や、それに起因する精神的負担のため、普通学校の授業に参加できない児童生徒を受け入れる。この学校の対象の児童生徒は、脳性麻痺、筋ジストロフィー、重度の臓器障害、血友病などである。

身体障害学校の任務は、児童生徒に現在ある力を使って達成できる最大限の課題を行い、その結果により自信を持つことを可能にすることである。児童生徒は、自分自身の目で自分の限界と可能性に到達することを知るべきであり、そのとき自分に身体障害があるにもかかわらず、社会の中で有意義な任務を果たすことができることを知るべきである。理学療法、作業療法、言語治療による個人治療とグループ治療は、在学全期

間中に州医師の協力を得て行う。身体障害児の大学受験の資格の取得を支援するものでなければならない。身体障害学校には通学者の範囲が広いので、通常は学校寮を備えている。

5) - 1 病院内学校と在宅授業

(Die Schule fuer Kranke und Hausunterricht)

病院内学校では、病院、クリニックまたは療養所に長期間入院している児童生徒に対し授業が行われる。病院内学校は多くの場合、病弱児童生徒が学力不足を示す主要科目の授業を行うことに限定される。しかし病院内学校は病弱児童生徒を卒業できる状態に導かれなければならない。病院内学校の授業は、対象児の学校の授業を保障するものであり、またはその内容を支援するものである。

病院内学校の特殊教育上の任務は、長期疾病の精神的悪影響を対象児から除き、回復への意志を高めることである。対象児自身に対する不適切な同情と対象児を絶えず脅かす無気力感、新しい課題と達成の経験によって克服される。病院内学校の学習は、対象児童生徒が属する学校形態のカリキュラムに基づいて行われる。医療と看護が優先するので、病人に対する学校の授業は、教材と教授法が普通学校や他の特殊学校に比べて著しく異なる。成績証明書は詳細評価で行う。虚弱児学校の授業は、医師の診断と指示により、個別、グループまたはクラス単位で行われる。専門授業については、教師が該当の学校形態で行う。病院における授業は、国家教育の管理の監督下にある。教育課程の決定と変更は、原籍校と協力して行う。ただし、入院生活が著しく長期におよぶ場合に限り、病院内学校の教師が決定する。

5) - 2 家庭授業 (Hausunterricht) について

病院における治療終了後、場合によっては、まだ通学できない対象児に対しては家庭授業が行われる。家庭授業においては、教師は完治後に対象児が通学を予定している学校形態を考慮する。このようにすれば、再編入の準備を効果的に行うことができる。学校は長期病氣治療により生じた、個々の教科の空白を対象児に適した方法で支援する。公職医師の診断により、病氣のため臨床治療は必要としないが長期間通学できない児童は、同様に家庭授業を受ける義務がある。授業可能性と負担に耐える能力の程度については、学校医診断書により証明するものとする。このような対象児に学校に対する帰属意識を持たせるため、当該対象児とその家庭授業に帰属する学校を決定しなければならない。個別化の対応につ

いては、学校生活と生徒の連帯により適切な形式で行われる。

6) 学習困難学校 (Die Schule fuer Lernbehinderte)

学習困難学校は、学習困難と作業能力障害のため、基礎学校と基幹学校では十分な教育支援ができない児童生徒を受け入れる。入学は就学義務が始まる時、または1学年か2学年の課程で、対象児が基礎学校の学習に全くついていけないときである。その後でも、対象児について特殊教育が必要であることが判明した場合には、その旨を提案するものとする。学習困難児とは、知能が低く、知識の吸収力、集中力、処理能力と形成力の弱い児童生徒のことを意味する。たった一つの教科において教育困難、発達制限、または環境制約による能力が不足し、または学習が遅延している児童生徒の場合、他の教育措置がどの程度適しているかを検討しなければならない。一過性、部分的または環境による作業能力障害児は、学習困難学校に受け入れることはできない。知的障害児も学習困難学校に受け入れられない。

学習困難学校の任務は、対象児に特殊教育を適用して適切な教育を行うことである。特殊教育法と特殊授業法、社会教育的配慮と治療上効果的状況の配慮により、学習困難児の精神的、情緒的および身体的発達を保障する。学習困難学校のカリキュラムは、基礎学校と基幹学校のカリキュラムの短縮または簡略であってはならない。このカリキュラムは、学習困難児に与えられた可能性の上に構築されなければならない。対象児を現実にてできるだけ対応させ、将来の職業と関連させる状況に置かなければならない。この任務は、職業学校の任務でもある。指導内容は周りの人や事物との関わり方の学習、日常生活のトレーニングや対人関係の学習が主となる。言葉による表現の育成と概念形成が特に重要である。自発性は、学習困難学校では、特に育成されなければならない。また作業と芸術的活動は、診療上ならびに治療上重要である。特に指導効果が見られた対象児は、適時に基幹学校へ復学させ、基幹学校卒業資格取得を実現される。更に、特殊学校の学校期間終了後にも基幹学校卒業資格が取得できる施設をつくる必要がある。

7) 難聴学校 (Die Schule fuer Schwerhoerige)

難聴学校は、難聴のため普通学校の授業についていけない児童生徒を受け入れる。対象児を難聴児学校と聾学校のどちらが効果的に支援できるか疑問が生じた場合、聾学校の専門的な評価の後、学務監督

官庁が決定する。難聴学校の任務は、聴力低下により生じる生徒の言語発達遅延を克服し、残存聴力を計画的に訓練することである。それは読唇訓練、聴力訓練、補聴器の使用訓練などである。難聴学校の学習では、生まれたときから社会的に孤立した、著しい情報不足による児童生徒の特別な心理状況を考慮する必要がある。学習目標選択では児童生徒に過度の要求をしないという一般原則を特に考慮すべきである。その理由は、言葉の訓練と授業での話し言葉の聞き取りには非常に時間を要するからである。

8) 視覚障害学校 (Die Schule fuer Sehbehinderte)

視覚障害学校は、次の軽度の視覚障害のある児童生徒を受け入れる。視覚障害のため能力と才能が普通学校では十分に発達できない場合、または視力が、普通学校では目の負担によって危険におびやかされる場合である。ある児童生徒を盲学校と視覚障害学校のどちらで支援した方がよいか疑問が生じた場合、その決定は視覚障害学校の専門的な評価の後、学務監督官庁が決定する。

視覚障害学校の任務は、現存する視力について、一方では目を保護することにより維持し、他方では所与の状況で計画的な視力訓練により視力の発達と向上を図ることである。教材を選択する場合、読むことと書くことが必要な科目では時間と範囲の制限が行われる。作業手段、作業形式、作業方法を選択する場合、個々の対象児の視力を考慮しなければならない。授業では、視覚障害児に必要なすべての技術補助手段を使用すべきである。

9) 言語障害学校

(Die Schule fuer Sprachbehinderte)

言語障害学校は、言語的表現能力と伝達能力障害のため普通学校では教育課程に全く、あるいは十分にはついていけず、また、外来通院治療も一時的な入院治療も十分に支援できない児童生徒を受け入れる。次の障害が該当する。すなわち、言語発達遅延、失語症、文法錯誤、吃音、発声障害などである。言語障害だけの理由により通学を遅らされる場合は、言語障害学校の鑑定に従う。

言語障害学校の任務は、外来通院治療の場合と同じく、児童生徒の言語についての誤った行為を適切に除去すること、共同生活に対する臆病な態度を克服するだけでなく自信を持って会話を楽しんで接するようにするため、児童生徒の言葉による能力、表現能力、伝達能力および総合的能力育成を図ることである。ほとんどの生徒は、約1年から2年後に言語障害から開放

される、または普通学校の授業についていける程度に改善されるので、言語障害児は、通常、その就学期間のごく一部だけ特殊学校に通学するだけである。普通学校の授業には十分についていけるが治療を必要とする言語障害のある児童生徒には、言語障害学校のほかに、コースが設けられる。このコースの成否は、特殊学校教師と普通学校教師と保護者との間の協力にかかっている。

10) 行動障害学校

(Die Schule fuer Verhaltensgestoumk)

行動障害学校は、普通学校の教育に対し心を閉ざして反抗し、その結果生徒自身と同級生の発達を著しく阻害または脅かす児童生徒を受け入れる。しかし行動障害生徒の総数は、特殊教育対象者総数の半分以下と見なされる。行動障害生徒の大多数は、治療を必要とするが、特殊学校に在籍させる必要はない。これら児童生徒は、学校、学校心理学専門家、教育相談所および保護者の間で協議して決めた教育措置によって行われる。行動が精神的、情緒的および社会的領域の障害と推測される、または、その行動様式が学校生活を著しく悪化する普通学校の生徒の場合、クラス担当教師が問題と原因を追求し、障害の除去に努力する。相談担当教師は、専門教師とクラス担当教師に行動障害児童生徒について助言を与える。相談担当教師は、クラス担当教師に代わって問題ある児童生徒を引き受けてはならない。行動障害学校での再教育前の措置として、多くの場合同じ学校の同様なクラスへのクラス替え、または他の学校の適切なクラスへの移籍が効果のある場合がある。この場合、学校心理学専門家の協力が不可欠である。特殊教育を必要とする生徒が行動障害学校に通学するのは、通常就学義務期間のうちのごく一部の期間だけである。個人的、教育的、社会的理由により環境の変化を必要とし、その結果ホームに連れてこられた対象児童生徒は、ホームの特殊学校に通学する。しかし、その児童生徒は、前提条件が与えられている場合、ホーム外の学校に通学することもできる。

行動障害学校は、対象生徒に誤った行動を止めさせるための支援をする。誤った行動を特殊教育的、治療的、社会教育的措置により止めさせ、または自粛させるため、行動障害学校は、誤った方向に発展する内因性および外因性の原因を把握しなければならない。学校の目標は、児童生徒をできるだけ早く普通学校に編入することである。

教育的課題が優先するが、対象児童生徒が卒業時に

学業成績で他の同年齢の生徒にできるだけ遅れをとらないよう支援しなければならない。以上の任務の中で、対象生徒の関心事を見出し、本質的に協力することを優先すべきである。芸術教育と労働教育による治療は、治療上特に重要である。最終学年の成績証明書には、学校形式について、カリキュラムで対象生徒の授業を行った行動障害学校を示す特別な表示はない。行動障害学校は、ホーム、施設またはクリニックと組み合わせることができる。学校の自主性とは無関係に、措置はホームと学校の間で相互に調整しなければならない。この調整は関係するすべての教育関係者(学校長、ホーム理事長、教師、心理学者、ソーシャルワーカー)の協力によってのみ可能である。家庭福祉に対する個別相談と、措置による同時支援が行われる場合に対象児童生徒が父母の家に滞在できることは、ホーム外の行動障害学校にとって大きな意義がある。このことにより児童生徒の大きな孤立感を減少できるからである。

以上、ドイツにおける法律上の10種の特殊学校の特徴及び対象となる児童生徒と各学校の任務について紹介した。この資料は、平成11年から13年度に行われた特別研究「主要国における特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査研究」特別研究促進費により翻訳した資料を筆者が若干修正した。

2. 特殊学校の種類と名称

特殊学校(Sonderschule)の種類や名称は州によって異なる。最近の動向として常設の各州文部大臣会議の勧告により、特殊学校の名称がマイナスのイメージを持つことがないように検討が行われている。例えば「障害(behinderte)」を「支援、促進(foerderung)」に変更するなど様々である。特殊学校の名称の変更に関しても州によって取り組みに温度差がある。

1) Bayern州の特殊学校

B州では一部であるが、特殊学校の名称の変更が行われている。B州には以下のような特殊学校がある。

- ①盲学校(Schule fuer Blinde)
- ②視覚障害学校(Schule fuer Sehbehinderte)
- ③聾学校(Schule fuer Gehoerlose)
- ④難聴学校(Schule fuer Schwerhoerige)
- ⑤身体障害学校(Schule fuer Koerperbehinderte)
- ⑥個別生活訓練学校(Schule zur Individuellen Lebensbewaeltigung)
- ⑦個別言語促進学校(Schule zur Individuellen Sprachfoerderung)
- ⑧個別学習促進学校(Schule zur Individuellen

Lernfoerderung)

⑥教育援助学校 (Schule zur Erziehungshilfe)

教育援助学校は、様々な行動障害上の問題ある子どものための学校であり、その状態が改善されると通常学校で学習する。B州では日本の病弱養護学校に当たる学校は上記の特殊学校に含まれていない。法律上は病院内学校 (Schule fuer Kranke) と家庭内授業 (Hausunterricht) として上記の特殊学校とは別に規定されている。また、B州では、様々な学校実験の研究結果を踏まえ、個別言語促進学校、個別学習促進学校、行動障害学校の3校種を一つにまとめて「支援センター」にするなど、特殊学校間の再編成が徐々に進められている。

2) NRW州の特殊学校

NRW州では、現在特殊学校の名称が検討されている段階である。NRW州には以下の10校種の特殊学校がある。

- ①盲学校(Schule fuer Blinde)
- ②視覚障害学校(Schule fuer Sehbehinderte)
- ③聾学校(Schule fuer Gehoerlose)
- ④難聴学校(Schule fuer Schwerhoerige)
- ⑤知的障害学校(Schule fuer Geistigbehinderete)
- ⑥身体障害学校(Schule fuer Koerperbehinderte)
- ⑦病弱学校(Schule fuer Kranke)
- ⑧言語障害学校(Schule fuer Sprachbehinderte)
- ⑨学習困難学校(Schule fuer Lernbehinderte)
- ⑩教育援助学校(Schule fuer Erziehungshilfe)

上記の内、学習困難学校は学習遅進児のための学校である。また、特殊学校の中には障害のある幼児や障害の疑いのある子を対象とした幼稚園 (Sonderkindergarten) が設置されているところもある。卒業後は障害のある子どもを対象とした職業学校が用意されている。

3) SH州の特殊学校

SH州では1988年にSPD (社会民主同盟) 政権になり学校教育の改革が始まった。1990年の学校法で統合教育への方向性が法的に規定された。法改正後、教育制度の改革、特殊学校の統廃合、相談機関の設置、教育課程の改訂がこの13年間の間で実施された。SH州における基本的な考え方は以下の通りである。障害のある子どもの就学に関し、基本的には通常学校 (基礎学校) で教育することが前提となった。通常学校での学習が困難な場合に、特殊学校での教育が検討される。統合教育に向けた学校制度の整備が進んだ。この学校教育制度改革の一環として、基礎学校や特殊学校に障

害のある子どもの「支援センター」の機能を新たに規定した。この支援センターは、学校としての機能を持ちつつ、地域の通常学校に在籍している障害のある子どもの教育の充実を図るための支援を行っている。SH州では以下のような特殊学校がある。

- ①支援学校(Foederschule)
- ②言語障害学校(Schule fuer Sprachbehinderte)
- ③行動障害学校(Schule fuer Erziehungshilfe)
- ④知的障害学校(Schule fuer Geistigbehinderete)
- ⑤身体障害学校(Schule fuer Koerperbehinderte)
- ⑥聴覚障害学校(Schule fuer Hoergeschaedigte)
- ⑦視覚障害学校(Schule fuer Sehgeschaedigte)

学校法の改正により特殊学校再編が他州に比べて進んでいる。

III 学習指導要領の示し方

1. ドイツ全体の動き

ドイツでは1994年5月の常設の各州文部大臣会議で決議された「ドイツ連邦共和国の学校教育における特殊教育の促進を目的とする勧告」により、全16州で特殊教育に関する法整備が進んできている。この勧告の趣旨は大きく2点に絞られる。その一つはパラダイムを変えることである。もう一つは通常学校における特殊教育の促進である。すなわち、これは障害のある子どもと障害のない子どもの共同授業を推進するための新たな展開である。障害のある子どもへのこれまでの対応は特殊教育機関を中心に検討され、障害のある子どもを障害種別の学校に振り分けてきた。障害のある子どもの教育の場の選択に関連して、障害のある子どもがどのような支援を必要としているのか、どのような支援を受けなければならないのかを検討し、個々の子どもにとってどの場所が支援を受けるのに相応しいかを検討することが求められるようになった。つまり、教育の場への振り分けではなく子どもの教育的ニーズが検討され、子どもに相応しい教育の場を決定するパラダイムの変更が求められている。障害のある子どもの教育指導の基本理念として、「子どもの長所から出発することの必要性」が確認され、今回の新しい学習指導要領の示し方の中にもこの考え方が生かされている。

2. 文部大臣会議の勧告と支援重点領域

ここで取り上げたNRW州、B州、SH州の3州はいずれも特殊教育の支援が必要な子どもに関連した学習指導要領を改訂又は改訂の手続きを行っている。その基本的な方向性が示されているのが、1994年の常設の各

州文部大臣会議の勧告である。この勧告の構成は、①序文、②特殊教育促進の根拠、③特殊教育促進の実現、④特殊教育促進における職員の登用と資格の4部から構成されている。

学習指導要領の新しい示し方の基本になっている支援重点課題については、上記③特殊教育促進の実現の中に記載されている。以下にそれを示すことにする。

特殊教育の促進は、特定または数種の成長分野からの障害のある子どもの支援重点を教育と授業の課題に結びつけることである。これは、特に、学習力、運動力、言語力の低下、ならびに感情的、社会的成長分野における低下との関係によく見られ、これには、個別のおよび総合的支援が必要である。重複障害のある子どもの場合は、基本的支援の確保は種々の支援重点もあわせて考慮しなければならない。

勧告で示されている8つの支援重点領域は以下の通りである。

1) 学習行動と作業行動における支援重点

学習行動と作業行動の効果が低下した生徒に対する支援は、経験領域を前提条件としている。すなわち、この支援は、特に、運動、知覚、認識、モチベーション、言語によるコミュニケーション、相互作用、創造力のような能力開発の基本的領域が含まれている。ここでの学習は、教育内容を吸収し、処理を可能にし、学習結果により児童生徒の自信を高める。児童生徒の関心を喚起したり、個別的な学習を促し、学習方法を習得する。

2) 言語能力、会話能力、伝達行為、言語能力低下を回避する能力の分野における支援重点

ここでは言語能力の低下した生徒の（教育）支援のため、言語理解と言語使用に特に効果的な言語学習状況を選択し、方法を意識して計画し評価する。その結果、生徒が対話により言語を構築し拡張すること、また言語活動を克服し、コミュニケーションが可能であることを身をもって知るようにするためである。言語障害とコミュニケーション障害の発生条件の複雑さは、これらの障害の学習と経験に対する結びつきを考慮した、多次元的な特殊教育として構成された授業が必要である。この場合、自然な状況における伝達行為が特に重要である。主として言葉で伝達される学校の教育活動とそれに関連する文化習得との効果的な相互作用を確保するため、特別な対策を早期に実施しなければならない。この関係において、書き言葉を習得する際に予測可能な問題にも注意すべきである。

3) 情緒的成長、社会的成長、自己調節の領域、ならびに行動障害を回避する能力の分野における支援重点

ここでは情緒的成長、社会的成長および行動分野の障害を伴う児童生徒の支援は、教育上の支援を目的とし、理解レベルが高い場合、特に人間的温かさと教育心理学的支援により、基本的行動方法を構築することを目指している。数種類のサービス機関が参加している場合は、対策の調整が必要である。支援を行う場合には、必ず障害のある子どもの学習意欲を刺激し、作業能力を開発し、同時にそれを学校の学習内容に展開すべきである。芸術、スポーツ、技術の授業科目、プロジェクト、グループ教育方法は、特に対象指導生徒たちの支援に適しており、言うまでもなく、学校活動の枠内で適切な重要な位置を占めるべきである。

4) 知的発達分野と知的障害を回避する能力分野における支援重点

ここでは知的障害のある児童生徒の支援は、すべての発達領域を網羅する教育と生活実践的関連を伴う授業を含む。できる限り自立的で尊厳を維持する生活をするため、生活に伴う支援と社会的統合における積極的な生活克服のための特別学習支援が必要である。この支援は、認識的、言語的、知覚・運動の協調的、精神運動的、情緒および社会的発達のための対策を含んでいる。

5) 身体発達と運動能力発達の領域における支援重点と運動領域の著しい障害と身体障害を回避する能力分野における支援重点

ここでは運動能力の発達と身体発達に障害のある生徒の支援は、知覚能力と経験能力の拡張、自立運動可能性の拡大、特殊な補助機器の利用、毎日の仕事ができるだけ自力による処理の支援を目指すこととしている。精神運動の対策は、毎日の授業活動に含まれる。重要なのは、社会的関係の構築、自立作業能力の実際的な自己評価に導くことおよび、多くの場合は残る障害を受容することである。

6) 聴覚領域、聴覚的知覚、聴覚障害を回避する能力分野における支援重点

ここでは聴覚障害のある児童生徒に対する支援は、聴覚世界との出会いを可能にすることを示している。支援は残存の聴能力を訓練しながら、できる限り聞き取れる音声言語を促す。聴覚障害の学校は、手話のコミュニケーション形式を取り入れている。特別な支援

重点は、システムの言語構成、個々の音を明確に発音する授業、読唇訓練、光学的オリエンテーション、振動覚、聴力トレーニングならびに補聴器の最適使用などである。教育内容は、常に、聴覚障害の児童生徒の特別な精神状態、大きな情報需要、コミュニケーション障害に合わせるべきである。書き言葉は、この教育活動において重要な位置を占めている。

7) 視覚、視覚による感知、視覚障害を回避する能力領域における支援重点

視覚障害の児童生徒に対する支援は、環境の開発、オリエンテーション戦略の開発、既知の環境と未知の環境の中で日常的な用事を処理するための行動方法を対象にしている。移動に対する支援と生活実践上の技能を取得するための授業が必要である。情報収集には、残存視力の活性化と触覚の筋運動感覚と聴覚による感知と言葉の訓練が決定的に重要である。更に、障害矯正目的と障害回避目的に適切なすべての技術補助器を利用すべきである。対象児童生徒は、リズム体操とダンスとスポーツを通じて、運動における安全性、ボディコントロールと正しい姿勢が得られる。特殊な材料を使った彫像の造形や音楽も視覚障害児には、大きな教育的価値がある。

8) 長期継続疾病ならびに長期継続疾病を回避する能力分野における支援重点

長期の疾病または定期的な間隔で病院に入院、または自宅療養しなければならない病弱児童生徒に対する支援は、個別授業またはグループ授業で行われ、この授業により卒業させることができる。特殊教育上の課題は、長期疾病と長期欠席から生じる精神的な負担、対象者の孤立を教育的に解消することである。達成可能な要件、達成経験、個人的な温かさは、自信、学ぶ喜び、生きる喜びと早期回復を当然のことながら向上させ支援する。

以上の8つの観点から、特殊教育を必要としている子どもの支援重点領域が示されている。

1994年に常設文部大臣会議でこの勧告が決議された。その後約10年を経て、その趣旨を生かした、支援重点課題領域別の学習指導要領として示されはじめている。

学習指導要領は学者、研究者、学校教育現場や各種団体等からの意見を聴取しつつ、各州の文部省が作成することになっている。学習指導要領は学校種別ではなく特殊教育の支援を必要としている児童生徒に対して、支援重点領域として個別的、追加的に示されている。

3. 学習指導要領 (Richtlinie Lehrplan) 改訂の動向

1) NRW州の学習指導要領

NRW州の学習指導要領は10年毎に定期的改訂するのではなく、必要に応じて改訂が行われている。NRW州の教育界2000の全目録 (Schulwelt 2000 Gesamtverzeichnis) によると、学習指導要領 (Richtlinie und Lehrpläne) は以下の通りである。

- 盲学校 (Schule fuer Blinde)
- 弱視学校 (Schule fuer Sehbehinderte)
- 聾学校 (Schule fuer Gehoerlose)
- 難聴学校 (Schule fuer Schwerhoerige)
- 知的障害学校 (Schule fuer Geistigbehinderete)
- 病弱学校と在宅授業 (Schule fuer Kranke und Hausunterricht)
- 言語障害学校 (Schule fuer Sprachbehinderte)
- 学習困難学校 (Schule fuer Lernbehinderte)
- 行動障害学校 (Schule fuer Erziehungshilfe)
- 重度障害児の支援 (Foerderung schwerstbehinderter schueler)

NRW州では学校種の学習指導要領を基本に示しているが、前回の学習指導要領の改訂では身体障害学校が存在しているにもかかわらず身体障害学校用の学習指導要領は用意されなかった。担当官の話によると学習指導要領作成過程において学校側から作成に反対意見が強く出されたのがその理由であった。この間、身体障害学校は在籍児の障害の状況によって、対応する通常学校の学習指導要領が用いられた。また、障害の重い子どもには、「重度障害児の支援」の学習指導要領が準備されているので、これが用いられた。今回の学習指導要領の改訂で「重度障害児の支援」の学習指導要領が廃止されることが決まっている。一方、身体障害のある子どもの学習指導要領は、「身体的・運動発達支援重点領域学習指導要領」として作成されることになっている。

また今回の学習指導要領の改訂では新たに自閉症用の学習指導要領が作成されることになっている。さらにNRW州では、先に示した常設の各州文部大臣の勧告を参考に支援重点領域毎の学習指導要領が示される計画がある。

2) SH州の学習指導要領

SH州では、学校改革に関連して学習指導要領の改訂が行われ、2002年に新学習指導要領が作成され、現在は試行の段階で、2004年から本格的に実施される予定である。この学習指導要領は通常学校の学習指導要領

と特殊学校の学習指導要領が共通に示されている。S
H州では学習指導要領の一本化が図られている。これ
は統合教育に向けた州全体の取り組みであり、障害の
ある子どもへの対応としては、以下の9つの領域が支
援重点として示されている。

- ①学習支援重点(Foederschwerpunkt lernen)
 - ②発話支援重点 (Foederschwerpunkt Sprache)
 - ③情緒と社会発達支援重点(Foederschwerpunkt
und soziale Entwicklung)
 - ④知的発達支援重点(Foederschwerpunkt Geistige
Entwicklung)
 - ⑤身体的、運動的発達支援重点 (Foederschwerp
unkt Koeperliche und motorische Entwicklung)
 - ⑥聴覚支援重点(Foederschwerpunkt Hoeren)
 - ⑦視覚支援重点(Foederschwerpunkt Sehen)
 - ⑧自閉症の子どもの教育と授業 (Erziehung und
Unterricht von Schuelerinnen und Schuelern mit
autistischem Verhaltrn)
 - ⑨病気の子どもの授業支援重点(Foederschwerpu
nkt Unterricht Kranker Schuelerinnen und
Schueler)
- 統合教育が法的に規定され、その目標に向かって様
々な教育改革が行われている。

3) Bayern州の学習指導要領の示し方

B州においては2001年5月に、基礎学校段階におけ
る支援重点に関する学習指導要領が示された。この「身
体的および運動的発達の指導重点に関する学習指導要
領」は、B州の基礎学校のための学習指導要領を基に
している。また、この学習指導要領は、特殊教育上の
指導の必要性のある生徒の教育、授業および支援に関
しするものである。B州の基礎学校とは異なる学習指
導要領を必要とする場合には、これをイタリック体で
表記している。

(1)「身体的および運動的発達の指導重点に関する学 習指導要領」の概要

以下に示す「指導重点に関する学習指導要領」は、
本プロジェクト研究による資料として翻訳したものを
筆者が若干修正した。

B州の身体的および運動的発達の指導重点に関する
学習指導要領の最初の部分は、次のようなB州の憲法
の条文にある教育の目的が、記載されている。

バイエルン自由国憲法第131条

- (1) 学校は知識と能力のみを教えるのではなく、心
と個性をも育てるものとする。
- (2) 教育の最大目的は、神への畏敬の念、宗教的確

信および人間の尊厳の尊重、自制心、責任感および責
任感のもたらす喜び、親切心、全ての真実、善、美に
対する関心、自然および環境に対する責任の自覚であ
る。

(3) 生徒は、民主主義の信念、バイエルン州および
ドイツ国民への愛情、民族宥和の目的において教育さ
れるものとする。

各章には以下のような内容が記されている。

この学習指導要領の第I章には、身体的障害のある生
徒の教育的結果状況を記している。ここでは身体的、
運動的障害の様々な種類と形、および子どもの人格形
成に関するその影響を述べている。特殊教育の指導の
必要性を指摘し、特殊教育の指導の場所と形式が記さ
れている。さらに、訓練、教育、指導を課題として、
授業を共通の教育的課題および学習指導要領への取り
組みとして位置づけている。第II章には、科目の包括
的な指導・教育課題に関する解説、および個々の授業
科目の専門的特徴が含まれている。第III章には、先の
学習指導要領に関する章の基本的記述が、科目指導計
画における具体化を扱っている。これらは通例、一学
年段階に関連する作業全体を概観するため、および横
のつながりの認識をするため、学年ごとに分類されて
いる。序文が個々の学年段階の状況に挿入される。こ
れらは現在の教育上障害特有の授業に関連する重点を
記し、教育と授業の結びつきに刺激を与える。これに
調整された教育上の指導テーマは、個々の科目別の学
習指導要領の内容に基づき、これらの主旨が正確に用
いられるか否かを明確にする。個々の科目別の学習指
導要領は、まず目的が記され、次に関連する内容分野、
そして最後に個々の内容に分類される、一連のテーマ
および学習分野を含んでいる。また、この学習指導要
領には、基礎学校においても身体的および運動的発達
の指導重点のある児童生徒の指導が必要である場合
には、基礎学校にも関連するとの記載がある。

(2)「身体的および運動的発達の指導重点に関する学 習指導要領」の目次

B州の「身体的および運動的発達の指導重点に関す
る学習指導要領」の全部を本稿では紹介できないので、
まず参考のために、「身体的および運動的発達の支援
重点に関する学習指導要領」の目次を以下に示すこと
にする。この学習指導要領は第1章から4章と付録で
構成されている。

第I章：原則とガイドライン

- 1 教育の出発点
- 2 特殊教育の指導必要性の確定
- 3 身体障害を持つ子どもの特殊教育指導のための場

所および方法

- 4 教育, 訓練および指導
- 5 授業
- 6 一般的な教育課題としての基礎学校段階
- 7 学習指導要領への取り組み

第II A章: 科目を包括する人間形成・教育・指導課題

○美的教育, ○知覚指導, ○運動指導, ○感情的・社会的指導, ○家庭的・性的教育, ○指導介護, ○精神的発達の指導, ○自由時間教育, ○健康教育, ○異文化間教育, ○誘導的教育, ○生活に即した指導, ○共同授業における生活および学習, ○学習方法の習得, ○メディア教育, ○社会的学習および基本的な政治的教育, ○言語教育, ○環境教育, ○交通・安全教育

第II B章 授業科目の特徴

○カトリックの宗教授業, ○プロテスタントの宗教授業, ○倫理学, ○ドイツ語, ○外国語○数学, ○郷土学習と事実教授, ○スポーツ教育, ○美術教育, ○音楽教育, ○工作・織物造形, 第三章: 科目学習指導要領, 第1・2学年段階, 第3学年段階, 第4学年段階, 付録

- 1 時間配分
 - 2 ドイツ語: 活字書体および関連字体の形式要素, 活字書体および簡略化された基点字体の文字形式, 関連字体の筆致, 正書法—基本語彙を使用した作業, 詩の選択に関する指導, 内的差別化の特殊教育上形式
 - 3 数学: 数字の書き方に関する指導, 記号および話し方, 書面における計算の最終形式
 - 4 美術教育: 基本的な方法および道具
 - 5 音楽教育: 歌の選択に関する指導
- *備考: 読む際の煩わしさを軽減するため, 特殊学校教師(男性), 生徒(男性)などは, 男女両性の意味を持つものとして使用している。これと異なる場合には, 個別に明記を行う。学習指導要領は教師養成および向上研修所, あるいは興味のある世間一般をも対象とするものである。

IV 個別の指導計画

「個別の指導計画」は名称は州及び学校によって異なっている。この個別の指導計画は, 常設文部大臣会議の勧告に基づいて各州で準備が進められている。

1. NRW州の場合

既に個別の指導計画は各学校で作成されている。2003年以降の学習指導要領の改定から, 個別の促進計画(Individueller Foerderplan)が新たに学校の質の向上を図ることを目的に規定されることになっている。な

お, この個別の促進計画は日本の「個別の指導計画」と同様のもので, 「特別支援教育の在り方について(最終報告)」に示されている「個別の教育支援計画」とは異質のものである。保護者は個別の促進計画作成に関して関与していない。

NRW州にある肢体不自由養護学校で使われている「個別の指導計画」の形式と記入に関する資料は, 資料①, ②の通りである。

2. Bayern州の場合

B州では個別の指導計画に類するものとして, 「個別の促進計画」がある。「個別の促進計画」は法的な規定がある。保護者はこの「教育促進計画」に対し, 意見を表明する機会はあるが内容について口を挟む権利はない。ドイツでは, 教育を進める上で両親の権利は最も強いが, それは教育内容・計画にかかわるものでなく, 教育措置等に関するものであるとされている。ドイツでは学校は学校教育, 家庭は家庭教育という考え方が基本にある。

V 考察

1. 教育の方向性

ドイツ連邦共和国の基本法第3条項で「何人言えども障害のために不利益を受けてはいけない」と規定されている。NRW州ではこの冷遇禁止に関連し, 就学義務法第7条に, 特殊促進が特殊学校と同様に通常学校の課題であることを明言している(共同授業)。そして, NRW州の議会は, 「学校教育における特殊教育促進を継続的に展開するための法律」(1994年)を新しい障害のある子どもの教育の基礎にした。

NRWでは基礎学校において統合教育が行われているシステムがある。授業時数については子どもの状態に応じて学校が決めることができる。このMSDは当初特殊学校に籍をおき対象児の診断と指導, 通常教育教員や保護者からの相談等に対応する役割を担っていた。現在は通常の学校の教員だけでなく特殊学校の教員のコンサルテーションを担うべく役割が変わってきている。それは2002年に出版された「Mobile Sonderpaedagogische Dienste」に, 「子どもとともに働くから子どものために働く(Von der Arbeit mit dem Kind zur Arbeit fuer das kind)」と記載されている事からも分かる。現在は通常学校のみならず, 特殊学校の校長や教員のコンサルテーションを行う事のできるMSDの養成が行われている。MSDの導入により障害のある子どもが居住地の学校に在籍できるようになって来ている。

SH州では前述の通り、統合教育に向けて法制度が整っており、様々な支援体制が整備されている。SH州では、通常学校にいる障害のある子どもへの支援はNRW州とは異なって通常学級の障害のある子どもの人数や特殊教育教員の指導時間数について細かな規定は設けておらず、学校の裁量によっている。学校の自由度が高く学校長を始め職員間で子どもの支援の在り方について議論され決められる。

2. 学習指導要領に関連して

学習指導要領については、ドイツでは既述の1994年に決議された「ドイツ連邦共和国の学校教育における特殊教育の促進を目的とする勧告」により取り組みが開始され、各16州で独自に展開されている。各州では勧告の趣旨にあるように、特殊教育支援の必要のある子どもの支援重点学習指導要領（Lehrplan zum Foerderschwerpunkt）として示されつつある。

ここで取り上げた3州でもこの勧告にそった形で、従来の学校種毎の学習指導要領から、障害種の支援重点学習指導要領へと改訂が進められている。州によって支援重点学習指導要領の内容は異なるが、B州の例から明らかなように、日本における小学校に当たる、基礎学校段階にいる特殊教育支援を必要としている子どもに使えるような内容で構成されている。特殊教育支援が必要な子どもを教育する指導者のためのガイドブックとして内容に含まれている。SH州では、基礎学校に在籍している障害のある子どもは、基礎学校の学習指導要領に加えてこの支援重点学習指導要領が用いられている。SH州では、障害のある子どもはまず基礎学校に就学することを前提に考えている。したがって基礎学校に在籍している子どもがそこで学習するためには、基礎学校の学習指導要領を修正する必要がある。教師は子どもに合わせた計画を立案する義務がある。そのために様々な工夫に関する事項が支援重点学習指導要領に記載されている。これはNRW州でも同様の説明がされた。B州の教育研究所のDr.Schorは、今後の障害のある子どもの教育課程について、障害のために特別な教育課程を作成するのか、よりインテグレーションして通常の教育課程の中に特別な内容を用意するのかの検討が課題であると指摘している。

我が国においても教育課程の基準である学習指導要領の示し方について、教育制度との関連から検討する必要であろう。

IV. おわりに

新しい時代に対応した教育の改革は、世界的な潮流である。ドイツでも既述のように独自の教育改革を進行中である。今後、ドイツの各州政府および大学等の研究者と連携を持ちながら教育改革に関する最新の情報を得る必要がある。

現在のわが国の教育改革に関連した「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別支援の在り方～（最終報告）」及び2003年に公表された「特別支援教育の在り方に関する調査研究について（最終報告）」は教育制度の提案であると同時に教育関係者への意識改革の必要性を示している。制度改革と意識改革はドイツでも同時進行中であり、ドイツの関係者は教師の意識改革の困難さを強調した。

今後の学校教育の在り方に連動して、教育課程の基準となる学習指導要領の改訂は大変重要である。ドイツにおいては州独自に改訂が進行している中でそれぞれの地域や学校の裁量や自由度が高まっている。この傾向は我が国今後の教育の在り方と類似している点もある。今後も引き続きドイツの教育課程に関する資料にふれながら、我が国の今後の教育のあり方に資するよう研究を深めていきたいと考えている。

本稿で取り上げた資料（参考文献1）、2）は、平成11年から13年度に行われた特別研究「主要国における特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査研究」で翻訳した資料を筆者が若干修正した。

参考文献

- 1) 文部大臣会議議決：「ドイツ連邦共和国学校教育における特殊教育促進に関する勧告」、1994
- 2) 文部大臣会議議決：「特殊学校制度法に対する勧告」、1972
- 3) バイエルン州文部省：「身体的および運動的発達の指導重点に関する学習指導要領」、2001
- 4) 當島茂登：「ドイツ（NRW州及びBayern州）における特殊教育の動向」、国立特殊教育総合研究所報告書、海外の特殊教育、2002
- 5) 文部科学省：「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別支援の在り方～（最終報告）」、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議、2001.
- 6) 文部科学省：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議、2002.

資料① 肢体不自由養護学校における個別の指導計画

学年クラス _____

記録用紙

姓 名 _____ 生年月日 _____

教育資格保持者 _____

住所 _____

自立制度／学校コース：

障害状態／診断 書類による：

重度障害 第8条VO-SFによる なし あり（時期）から

必要な援助器具：

車椅子 電動車椅子 歩行器 立位台

コミュニケーション支援 コンピューター

説明／その他：

必要な看護措置：

おむつ トイレトレーニング カテーテル ゾンデによる栄養摂取

食事全介助 食事部分介助 吸引 姿勢変換

その他：

発作（形、場合によっては頻度）

薬 _____

療法：

	従来／一週間あたり	セラピスト	今後／一週間あたり	セラピスト
理学療法				
作業療法				
言語療法				
その他				

ホームドクター： _____

健康保険： _____

資料② 個別の指導計画に関するキーワード目録

社会的行動

情緒的行動

- ・自己中心
- ・自己容認
- ・一匹狼的
- ・利他主義者
- ・利己主義者
- ・大人に執心している
- ・仲間（子ども）に関わる
- ・グループ行動・協力
- ・自己発議
- ・順応能力
- ・立場を見つける
- ・立場を表現する
- ・関係を結ぶ
- ・関係を定義する
- ・距離を置く
- ・距離を縮める
- ・境界線を容認する
- ・境界線を理解する
- ・欲求不満への耐性
- ・自己評価
- ・他者に対する繊細さ
- ・雰囲気を受け入れ
- ・感情の知覚, 表現, またそのコントロール
- ・以下のように行動する：
 - －受容的な
 - －攻撃的な
 - －意気消沈した
 - －幸福な
 - －ヒステリックな
 - －無気力な
- ・対立を知る
- ・対立に決着をつける
- ・対立を解消する
- ・支援する
- ・支援してもらう

作業態度

遊び態度

- ・忍耐力
 - ・集中力
 - ・動機
 - ・気配り
 - ・創造性
 - ・作業速度
 - ・方法の豊富さ
 - ・行動計画
 - ・独立性
 - ・課題理解力
 - ・目的方向付け
 - ・図表理解力
 - ・援助を頼む
 - ・共同作業への取り組み
 - ・規則を守る
 - ・社会的競争（例として対立能力）
 - ・欲求不満への耐性
 - ・待つことができる, 忍耐力
- 支援措置：**
- ・目的にかなった用具の準備
 - ・以下の際に支援する
 - －切り抜く
 - －貼り付ける
 - －区別する

運動

- ・粗大運動
- ・微細運動
- ・発展段階における方向付け
- ・過度の運動行動
- ・軽度の運動行動
- ・特別な協調障害

a)キッパード

b)オールマイヤー

a)フリードヘルム・シリングによる
運動方法チェックリスト

d)ドーマン・デラカートの成長プロフィール

e)ギュンツベルクのPAC分野からの進歩段階
・感覚運動ー身体全体の調整

・特別なバランス障害

・作業および遊びに対する運動能力

(例として、書く、折る、貼り付ける、切り 抜く、
さいころを振る、カードを引くなど)

支援措置：

・補助器具の導入

・セラピーの方法と回数

・スポーツ授業と水泳授業

知覚

1)視覚的認識

- ・視覚運動の協応
- ・図と地の区別
- ・形と持続性の注意
- ・室内の(物)を見分ける
- ・空間的関係の掌握

2)聴覚的認識

- ・聴覚的関心
- ・物音の定位
- ・連想能力
- ・聴覚的区別

3)触覚的認識

- ・図と地の区別
- ・繊細さ
- ・表面を触る
- ・立体感覚

4)運動感覚的認識

- ・バランス
- ・つかむ
- ・両手を使った作業
- ・複雑な動きの際の消耗
- ・複雑な動きの際に共に動く
- ・複雑な動きの際の目的を目指す努力
- ・複雑な動きの際の速度

5)嗅覚的認識

- ・強烈な臭い
- ・様々な臭い
- ・臭いによる空間的方向付け

6)味覚的認識

- ・味の区別
- ・様々な料理の区別
- ・味覚との結びつきから特定の味を区別する

7)前庭的感觉

- ・静止状態でのバランス
- ・動作状態でのバランス

認識

I. 認識分野

- ・分析する
- ・抽象化する
- ・根本化する
- ・構造化する
- ・区別化する
- ・組み合わせる
- ・交換する
- ・保存する
- ・判断する

II. 個々の分野に関する事例

- ・課題理解力
- ・写真上の人物を見分けるーはい/いいえー
- ・言葉から子音を聞き取ることができるーはい/いいえー
- ・さいころを見分けるーはい/いいえー
- ・彩色されたボールを分類できるーはい/いいえー
- ・「私の」と「君の」を区別するーはい/いいえー
- ・学習する、場合によって生活に関連する分野のみ
- ・模倣学習能力
- ・注意時間と忍耐時間の長さ
- ・行動と運動結合障害

コミュニケーション

- ・主に言葉による一言以外による
- ・欲求や感情を表現しない
- 言葉による一言以外による
- ・第三者のための言葉／コミュニケーション理解できる／理解しがたい
- ・コミュニケーション態度：
 - －攻撃的
 - －感情移入能力のある
 - －適切な
 - －年齢に適した
 - －内気なあるいは遮断された
 - －話しやすさ、コミュニケーションしやすさ、融通性
- ・コミュニケーションの状況に応じた条件
- －親密な環境での使用
- －親密な人々との使用
- ・言語の発達状態
- ・言語理解
- ・語彙
- ・調音
- ・文の構造

- ・言語障害の状態：
 - －吟音
 - －発音障害
 - －文法錯誤
 - －談話障害／失語症

支援目的：

- ・言語能力あるいは非言語能力の強化
- ・コミュニケーションの代替方法（BLISS, L・B, コンピューター）の学習あるいは習得
- ・コミュニケーション規則の習得あるいは使用

支援措置：

- ・言語治療
- ・コミュニケーションの状況を作り出す：
 - 2人での話、小さい集団、クラス集団
- ・実際の状況：
 - 電話
 - 買い物
 - 面接
 - 手紙
- ・コミュニケーション規則の作成

自立

生活に即したトレーニング

以下の事柄を自分で行う：

- ・トイレおよび清潔にする
- ・食べるおよび飲む
- ・洋服の着脱
- ・家事（料理する、洗濯する、掃除する）
- ・欲求を表すあるいは援助を頼む
- ・目的に添って実際の行動を行う順序
- ・お金を使用する
- ・買い物に行く
- ・行動の方向付け
 - 例：バスが11時に出るとする
 - 起きる、朝食を摂るなど
- ・期限を設定する
- ・様々な作業場所を整える
- ・官庁関連作業、口座の開設、身分証明書の申請

自立目標：

- ・現在状況の決まった行動から生じる行動
 - 例：子どもは上着を自分で着たり脱いだりしなければならない
- ・補助器具を使用することに関する自立

自立目標：

- ・トイレ、トレーニング（子どもが適切な時間に慣れる－清潔さ）
- ・清潔にするトレーニング（歯を磨く、身体を洗う）
- ・のみこむ・食べる・飲む療法
- ・補助器具をそろえる（スプーンなど）
- ・家事トレーニング（トレーニング用部屋）：
 - 食事を用意する、部屋を片づける、買い物に行く
- ・特定の周期で共同の食事を準備する
- ・生徒による課題の引き継ぎ（食事ワゴンなど）